

4月からスタート

障害者自立支援法が施行

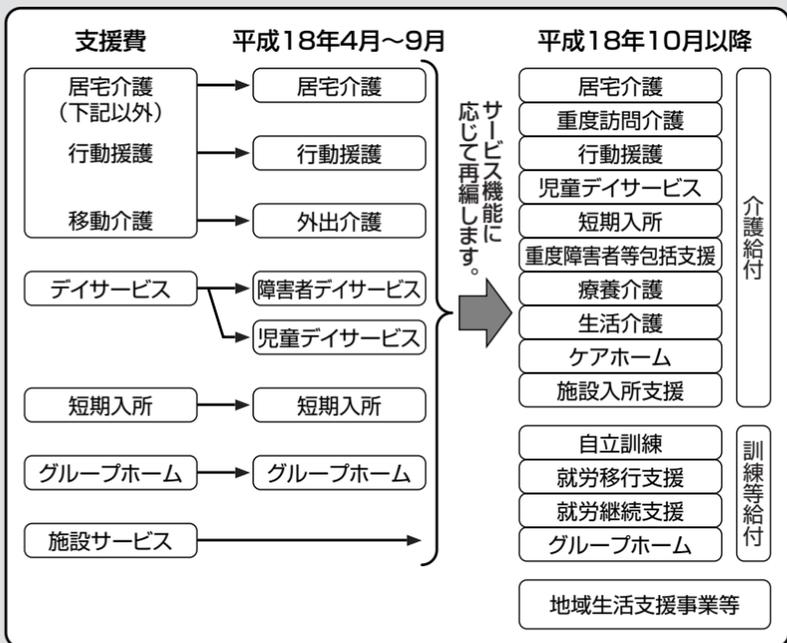
福祉制度が大きく変わります!

障害のある方々が利用できるサービスの充実を一層図っていくために、障害者自立支援法が制定されました。

改正ポイント ①

身体障害・知的障害・精神障害で、別々に取り扱われていたサービスの仕組みが一つに統一されます

これまで支援費制度外だった精神障害福祉サービスも統合されるようになります。また、施設サービスは、今年10月から平成24年3月までに徐々に移行します。



改正ポイント ③

利用者負担の仕組みが変わります

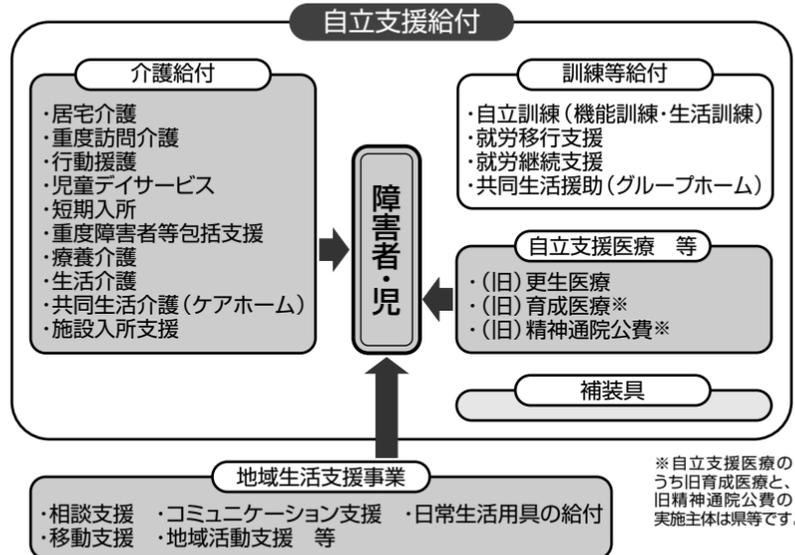
4月から、利用したサービス額の、原則1割を負担することになります。なお、世帯の所得等に応じて1カ月の負担上限額が設けられます。

市町村民税課税世帯の方	37,200円
市町村民税非課税世帯で下記に該当しない方	24,600円
市町村民税非課税世帯で年収80万円以下の方	15,000円
生活保護世帯の方	0円

入所施設(20歳以上の方)やグループホームを利用する場合で、一定以上の資産がなく、預貯金などが350万円以下の方は、上限額がさらに減額されます。入所施設の食費・光熱水費なども自己負担となり、施設ごとに額が設定されますが、所得の低い人には軽減措置が講じられます。

また、障害にかかわる公費負担医療が自立支援医療に変わります(4月から)。補装具の購入や修理費用が1割負担となり(所得により負担上限あり)、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具の購入については、市町村が利用者負担を決定するようになります(10月から)。

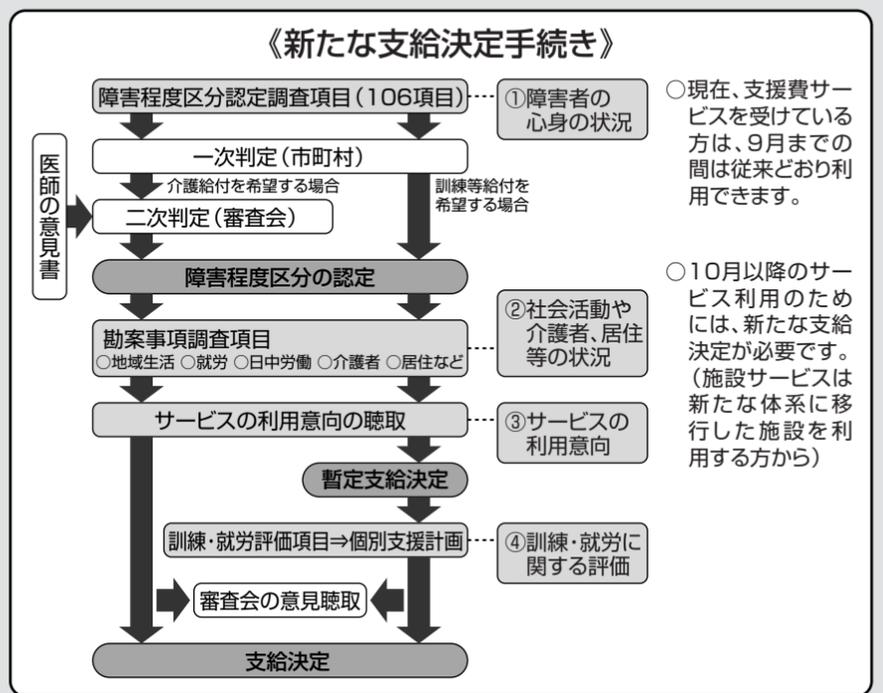
自立支援法によるサービス



改正ポイント ②

サービスの支給決定の前に障害の状況などを調べます

審議会において、障害福祉に関する有識者の意見を聴いて障害の程度区分を決定します。



次の方は手続きが必要です!

利用者負担額の変更に伴ない、次の①～④に該当する方は、3月31日までに申請が必要です。該当する方には、別途通知をしていますが、必要書類(別途通知に記載)を持参のうえ、児童障害課窓口で手続きをしてください。

- ① 支援費制度でホームヘルプサービス、デイスサービス、短期入所を受けている方
- ② 入所施設やグループホームを利用している方
- ③ 精神障害者通院医療費公費負担制度を利用している方
- ④ 更生医療を受けている方(更生医療券の有効期限が平成18年4月1日以降の方)

※なお、障害者自立支援法の詳しい内容は、次のホームページに掲載されています。
 八潮市 www.city.yashio.lg.jp (埼玉県も同内容で掲載)
 厚生労働省 www.mhlw.go.jp
 社会福祉法人全国社会福祉協議会 www.shakyo.or.jp

問 児童障害課 ☎ 453